

平成 25 年度

財政健全化判断比率及び
経営健全化資金不足比率
審 査 意 見 書

珠 洲 市 監 査 委 員

26 監査 第 16 号
平成 26 年 8 月 28 日

珠洲市長 泉谷 満寿裕 様

珠洲市監査委員 吉田 俊夫

珠洲市監査委員 大兼政 忠男

財政健全化判断比率及び経営健全化資金不足比率審査意見書の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により、審査に付された平成 25 年度珠洲市財政健全化判断比率及び経営健全化資金不足比率の関係書類等を審査したので、次のとおり意見を提出します。

平成25年度 財政健全化判断比率の審査意見書

1 審査の概要

この財政健全化審査は、市長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

記

区 分	珠洲市算定値	早期健全化基準	財政再生基準
①実質赤字比率	— %	14.06%	20.00%
②連結実質赤字比率	— %	19.06%	30.00%
③実質公債費比率	14.3%	25.0%	35.0%
④将来負担比率	48.6%	350.0%	

※ 一%は、実質赤字額又は連結実質赤字額がないことを示す。

(2) 個別意見

①実質赤字比率について…平成25年度の実質赤字比率は一%となっており、早期健全化基準の14.06%と比較すると、これを下回っている。

②連結実質赤字比率について…平成25年度の連結実質赤字比率は一%となっており、早期健全化基準19.06%と比較すると、これを下回っている。

③実質公債費比率について…平成25年度の実質公債費比率は14.3%となっており、早期健全化基準の25.0%と比較すると、これを下回っている。

④将来負担比率について…平成25年度の将来負担比率は48.6%となっており、早期健全化基準の350.0%と比較すると、これを下回っている。

(3) 是正改善を要する事項等

実質公債費比率については、前年度に引き続き過疎債等で過去に多額の起債をした部分の償還が終了し、元利償還金が大幅に減ったことなどから、指標は前年度よりもさらに下回り、地方債借り入れの際の知事許可が不用になっている。

今後も、18%以下を維持するように努力をしてほしい。

また、将来負担比率も早期健全化基準を大きく下回り、健全な指標といえるが、これについては、繰上償還による地方債残高の減少や財政調整基金等の積増しによる充当可能基金の増加などが要因である。

今後も起債による大型事業が実施されることから、将来的に負担すべき地方債償還額を的確に把握するとともに、一般会計からの繰り入れに依存している特別会計や企業会計の地方債償還額、退職手当支給予定額、多額の補助金や管理費を負担している三セク等への支援等、将来的に財政負担になる経費等を適正に把握され、計画的な財政運営を望むものである。

平成25年度 経営健全化資金不足比率の審査意見書

1 審査の概要

この経営健全化審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

記

区 分	資金不足比率	経営健全化基準
1 病院事業会計	— %	20.0%
2 水道事業会計	— %	20.0%
3 下水道事業特別会計	— %	20.0%
4 農業集落排水事業特別会計	— %	20.0%
5 国民宿舎事業特別会計 (観光施設事業)	— %	20.0%

※ 一％は、資金の不足額がないことを示す。

(2) 個別意見

平成25年度の上記5会計の決算に基づく資金不足比率は、いずれも一％となり、経営健全化基準の20.0％と比較すると、これを下回っている。

(3) 是正改善を要する事項等

いずれの会計においても、一般会計からの補助金等の繰り入れにより、経営のバランスが保たれている状況にあるので、今後も一層の事業の合理化と効率化を図るとともに、経費の節減に努め、適正な行政サービスの向上に努力する必要がある。